

令和2年度第2回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和2年6月29日（月）
パレブラン高志会館
2階 嘉月（201号室）

議 事

- 1 富山県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 2 富山県最低賃金審議運営事項（案）について
- 3 当面の審議日程（案）について
- 4 最低賃金に関する基礎調査の実施について
- 5 第54期運営小委員会及び第54期特別小委員会の委員の推薦について
- 6 その他

資 料

- No. 1 富山県最低賃金審議運営事項（案）
- No. 2 参考人意見表明書（様式）
- No. 3 令和2年度富山地方最低賃金審議会の審議日程（案）
- No. 4 最低賃金に関する基礎調査 調査計画

(案)

富山県最低賃金審議運営事項

令和2年〇月〇〇日
富山地方最低賃金審議会

令和2年度における富山県（地域別）最低賃金の改正決定の審議については、下記のとおり行うものとする。

記

（専門部会の構成、運営）

- 1 最低賃金法第25条第2項の規定に基づく富山県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の構成及び運営は、次のとおりとする。
 - （1）専門部会の委員は、公労使それぞれ3人とする。
 - （2）専門部会の審議回数は、初回（部会の構成）を除き3回を目安とする。
 - （3）専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
 - （4）専門部会の審議は、原則として午後5時以降は行わない。

（参考人からの意見聴取等）

- 2 参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
 - （1）参考人は、労使それぞれ9人以内とする。
 - （2）参考人は、すべて意見書を提出するものとする。なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うことができるものとする。
 - （3）専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

（最低賃金審議会令第6条第5項の適用）

- 3 専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

（諸手当の取扱い）

- 4 最低賃金法第4条第3項第3号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金に算入しないものとする。

（緊急やむを得ない場合の運用）

- 5 富山地方最低賃金審議会富山県最低賃金専門部会運営規程第2条第3項の「緊急やむを得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

関 係 法 令

最低賃金法第4条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。
- 3 次に掲げる賃金は、前2項に規定する賃金に算入しない。
 - 一 (略)
 - 二 (略)
 - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

最低賃金法第25条

- 1 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

最低賃金審議会令第6条

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

参 考 人 意 見 表 明 書

(労働者側・使用者側)

氏 名	組 合・団 体・事 業 所 名	役 職 名	意 見 表 明 業 種
<p>1 あなたの事業所について記入してください。</p> <p>(所属する事業所がないときは、業界又は地域について記入してください。)</p> <p>a. 記載団体・事業所名 _____</p> <p>b. 事業所の規模 _____人(パート含む) c. 企業の規模 _____人 (パート含む)</p> <p>(1) ① 1か月(令和元年6月分)の所定労働日数 _____日</p> <p>② 平日の1日の所定労働時間 _____時間 _____分</p> <p>(2) 賃金等の平均額(最低賃金の算定等に含まない精皆勤・家族・通勤・時間外等の手当及び賞与は除く。)</p> <p>令和元年6月分の1人当たり賃金額 _____円 (平均勤続年数_____年)</p> <p>(3) 今春の定期昇給込みの賃金引上げ(引下げ)状況</p> <p>① 平均引上げ(引下げ)額 _____円</p> <p>② 平均引上げ(引下げ)率 _____%</p> <p>③ 実施月 _____月から</p> <p>④ 引上げ(引下げ)額の最高額 _____円(月額換算)</p> <p>⑤ 引上げ(引下げ)額の最低額 _____円(月額換算)</p> <p>(4) 今春の新規学卒者の初任給</p> <p>① 大学卒 _____円 ② 高校卒 _____円 ③ 中学卒 _____円</p> <p>(5) 労働協約、その他労使の取り決めた最低賃金</p> <p style="text-align: center;">※ その金額等の内容を簡潔に記入してください</p> <p>イ. 有 ⇒ _____</p> <p>ロ. 無 _____</p> <p>(6) 常用労働者(パート労働者を除く)の低賃金層の実態(該当項目に記入又は○印を付してください。)</p> <p>① 給与形態 (イ.日 額 _____円、 ロ.時間額 _____円)</p> <p>② その人の a. 性 別 (イ.男、 ロ.女) b. 年 齢 _____歳</p> <p>c. 技能習得中で(イ.ある、 ロ.ない) d. 勤続年数 _____年</p> <p>e. 職 種 (_____)</p>			

※ 次ページも記入してください。

(7) パート労働者の雇用状況

① パート労働者数 _____人(1のbの内数)

② 主な仕事の内容 { _____ }

③ 賃金額は時間額の最高で1時間 _____円、最低で1時間 _____円

2 自社又は業界における経営の状況について、現状及び今後の見通し等を記入してください。

3 同業他社あるいは同地域における労働条件、賃金実態、その他消費者物価、家計収入などについて参考になることがあれば記載してください。

4 最低賃金改正に関する要望、意見等があれば記載してください。

令和2年度富山地方最低賃金審議会の審議日程（案）

月 日 (曜)	時間帯	場 所	会 議 名	主 な 審 議 事 項
6月29日(月)	10:00～	高志会館	【第2回本審】	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県最低賃金改正諮問 ・地域最賃審議運営事項 ・当面の審議日程、審議事項 ・基礎調査の実施
7月27日(月)	10:00～	富山労働局	【第3回本審】	<ul style="list-style-type: none"> ・中賃の目安伝達 ・労働経済等関係指標 ・基礎調査結果 ・公示による労使意見聴取報告
	11:00～ (本審終了後)	富山労働局	地域専門部会(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会長、同代理の選出 ・専門部会運営規程 ・地域最賃審議運営事項 ・審議日程 ・中賃の目安伝達(補足) ・労働経済等関係指標(補足) ・基礎調査結果(補足) ・労使の基本的主張 ・金額等審議
7月29日(水)	9:00～	富山労働局	地域専門部会(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・金額等審議 ・答申(全会一致で結審した場合)
8月3日(月)	10:00～	富山労働局	地域専門部会(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・金額等審議 ・答申(全会一致で結審した場合)
8月4日(火)	10:00～ (終日会議室 確保)	富山労働局	地域専門部会(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・金額等審議 ・答申(全会一致で結審した場合)
8月5日(水)	(終日会議室 確保)	富山労働局	地域専門部会(5) (予備)	<ul style="list-style-type: none"> ・金額等審議 ・答申(全会一致で結審した場合)
	9:00～	富山労働局	【第4回本審】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域専門部会報告 (・金額等審議、答申) ・特定最賃必要性諮問
	10:00～ (本審終了後)	富山労働局	特別小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・特定最賃必要性の有無の審議
8月21日(金)	9:00～	富山労働局	【第5回本審】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域最賃異議取扱い審議 ・特別小委員会報告 ・特定最賃必要性の答申 ・特定最賃改正諮問

網掛けしているものは予備日程です。

(参 考)

令和2年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表

答 申 日	異議申出締切日	官報公示予定日	発 効 予 定 日
8月1日(土)	8月17日(月)	8月27日(木)	9月26日(土)
8月2日(日)	8月17日(月)	8月27日(木)	9月26日(土)
8月3日(月)	8月18日(火)	8月28日(金)	9月27日(日)
8月4日(火)	8月19日(水)	8月31日(月)	9月30日(水)
8月5日(水)	8月20日(木)	9月1日(火)	10月1日(木)
8月6日(木)	8月21日(金)	9月2日(水)	10月2日(金)
8月7日(金)	8月24日(月)	9月3日(木)	10月3日(土)
8月8日(土)	8月24日(月)	9月3日(木)	10月3日(土)
8月9日(日)	8月24日(月)	9月3日(木)	10月3日(土)
8月10日(月)	8月25日(火)	9月4日(金)	10月4日(日)
8月11日(火)	8月26日(水)	9月7日(月)	10月7日(水)
8月12日(水)	8月27日(木)	9月8日(火)	10月8日(木)
8月13日(木)	8月28日(金)	9月9日(水)	10月9日(金)
8月14日(金)	8月31日(月)	9月10日(木)	10月10日(土)
8月15日(土)	8月31日(月)	9月10日(木)	10月10日(土)
8月16日(日)	8月31日(月)	9月10日(木)	10月10日(土)
8月17日(月)	9月1日(火)	9月11日(金)	10月11日(日)
8月18日(火)	9月2日(水)	9月14日(月)	10月14日(水)
8月19日(水)	9月3日(木)	9月15日(火)	10月15日(木)
8月20日(木)	9月4日(金)	9月16日(水)	10月16日(金)

最低賃金に関する基礎調査 調査計画

1 調査の目的

中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資すること。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、ア及びイの産業については常用労働者 100 人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については、常用労働者 30 人未満を雇用している事業所とする。

ただし、次の産業以外の産業であっても、特定最低賃金が設定されている産業（調査実施年度に新たな特定最低賃金の決定の申出が見込まれる場合は、当該特定最低賃金が設定されることとなる産業も含む。以下同じ。）については、当該特定最低賃金の審議に必要な場合に限り、調査の対象とする。また、特定最低賃金が設定されている産業が、常用労働者 30 人若しくは 100 人以上を雇用している事業所が多くを占めており、特定最低賃金の審議に必要な場合は、30 人若しくは 100 人以上を雇用している事業所も調査の対象とする。

ア 製造業

イ 情報通信業のうち新聞業、出版業

ウ 卸売業、小売業

エ 学術研究、専門・技術サービス業

オ 宿泊業、飲食サービス業

カ 生活関連サービス業、娯楽業

キ 医療、福祉

ク サービス業（他に分類されないもの）

3 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 数

約 98,000 事業所（母集団の数 約 255 万事業所）

ア 地域別最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

約 62,000 事業所（母集団の数 約 255 万事業所）

（富山県は 1,688 事業所（母集団の数 約 2 万 5 千事業所））

イ 特定最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

約 36,000 事業所（母集団の数 約 10 万事業所）

（富山県は 429 事業所（母集団の数 約 627 事業所））

(2) 選定の方法

ア 地域別最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

利用可能な最新の事業所母集団データベースにおける事業所を母集団とし、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

イ 特定最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

利用可能な最新の事業所母集団データベースにおける事業所を母集団とし、

特定最低賃金が設定されている都道府県、産業別に層化無作為抽出により選定する。

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業所に関する事項

(ア) 主要な生産品の名称又は事業の内容

(イ) 事業所の労働者数

イ 労働者に関する事項

(ア) 性

(イ) 就業形態

(ウ) 年齢

(エ) 勤続年数

(オ) 職種又は仕事の内容

(カ) 当年6月分の賃金形態

(キ) 当年6月分の基本給額（見込額）

(ク) 当年6月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）

(ケ) 当年6月分の月間所定労働日数

(コ) 当年6月分の1日の所定労働時間数

(2) 基準となる期日又は期間

調査実施年の6月1日現在とする。

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織

配布：厚生労働省労働基準局 — 民間事業者 — 報告者

回収（郵送調査）：報告者 — 都道府県労働局 — 厚生労働省労働基準局

回収（オンライン調査）：報告者 — 厚生労働省労働基準局

(2) 調査方法

配布：民間事業者から報告者あて郵送する。

回収：次の①及び②の提出方法のうち報告者が選択した方法により行う。

① 記入済調査票を都道府県労働局あて郵送する方式

② インターネットを利用したオンライン報告様式（政府統計共同利用システムを利用する。）

6 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月下旬～6月中旬

7 集計事項

（都道府県別結果）

第1表 産業、就業形態、賃金階級、事業所規模・地域・年齢階級別労働者数

- 第2表 産業、就業形態、賃金階級、性、年齢階級別労働者数
- 第3表 賃金階級、勤続年数階級別労働者数
- 第4表 諸手当の種類別労働者1人平均支給額

8 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

調査結果は、ホームページ（厚生労働省ホームページ及びe-Stat）により公表する。

(2) 公表の期日

都道府県ごとに地方最低賃金審議会の審議終了の4ヶ月後に公表する。ただし、必要に応じて地方最低賃金審議会において一部公表することも可能とする。

9 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定に当たって、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、同分類の大分類によっている。

10 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済み調査票：1年保存

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：常用

(2) 保存責任者

厚生労働省労働基準局長（正本）

都道府県労働局長（副本）

※副本は、記入済み調査票のコピーを紙媒体で保存

11 その他

(1) 富山県における調査必要数は「地域別最低賃金：1,181事業所」「特定最低賃金：合計312事業所」である。

(2) 明細区分は別添のとおり。

令和2年度最低賃金基礎調査集計区分表

総計	大計	中計	明細	産業分類
調査対象産業計	01 地域別最低賃金適用産業	特定最低賃金適用除外者	01 特定最低賃金適用除外者(年齢、業務による除外)	
		製造業	02 消費関連製造業	E09、10、11、13、15、20、32
			03 素材関連製造業	E12、14、16~19、21、22、23(2322、2332、2352の一部、2353を除く)、24(2443、2445、2451を除く)
			04 機械関連製造業	E25(2594、2596を除く)、26(2611の一部、2621の一部、2661、2664、2694を除く)、27、294、297、303、31(311(3111を除く)を除く)
		卸売業、小売業	05 卸売業	I 50、51、52、53、54、55
			06 小売業(明細番号25を除く)	I 569、57、58、59(I 5911を除く)、60、61
		宿泊業、飲食サービス業	07 宿泊業	M75
			08 飲食サービス業	M76、77
		医療、福祉	09 医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業	P83、84、85
		サービス業(他に分類されないもの)	10 洗濯・理容・美容・浴場業	N78
			11 上記以外のサービス業	G413、414、L71、72、73、74、上記以外のN、R
	特定最低賃金適用産業	アルミ関連等製造業	12 非鉄金属製造業(アルミ関係)	E2322、2332、2352の一部、2353
			13 建築用金属製品等製造業	E2443、2445、2451
		一般機械・自動車製造業	14 玉軸受・ころ軸受、ロボット製造業	E2594、2694
			15 他に分類されないはん用機械・装置製造業	E2596
			16 農業用機械、建設機械・鉱山機械製造業(トラクタ製造業)	E2611の一部、2621の一部
			17 金属工作機械、機械工具製造業	E2661、2664
			18 自動車・同附属品製造業(自動車製造業を除く)	E311(E3111を除く)
		電気機械器具製造業	19 電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28
			20 電気機械器具製造業	E29(E294、297を除く)
			21 情報通信機械器具製造業	E30(E303を除く)
		百貨店、総合スーパー	22 百貨店、総合スーパー	I 561
		自動車(新車)小売業	23 自動車(新車)小売業	I 5911